

1. 部会の目的、協議内容、運営方法等について

(1) 部会の目的

「子どもたちにとってより良い教育環境を整える方策を協議する」

- ① 学校再編について、各学校区や課題別に分かれて協議・検討するため、部会を設置する。
- ② 各部会で協議された内容・結果を地域協議会に報告し、最終的には地域協議会において見解をまとめる。

(2) 協議内容および順番

- ① 各学校の現状を把握し、学校再編についての委員の思いや各組織の意向について意見交換する。【本日のテーマ】
 - ② 学校再編の行政案（上野台中と八景中の統合）について協議する。
 - ③ 行政案を検討するあたり懸念される課題・条件について協議する。
 - ④ その他
- * 行政案に対する反対意見が多ければ、それに代わる方策について協議する。

【参考】過去2回の地域協議会で出された主な課題

- ① 新設校の場所・時期
- ② 通学手段・時間・安全確保
- ③ 意見集約の方法 等

(3) 運営方法

- ① 部会の冒頭に、協議すべき内容・スケジュール・資料等について共通理解する。また、別の部会の協議状況について、適時報告する。
- ② できる限り、全ての委員が発言できるように配慮する。
- ③ 必要に応じて、グループに分かれて協議する（例えば、保護者グループと地域グループ、小学校別グループなど）。
- ④ 部会の進行・記録は、事務局職員が行う。行政委員は事務局側に入り、必要ある場合は質問に対する説明を行う。学校長はオブザーバーとして、学校の状況等について説明する。
- ⑤ 年度内（令和3年3月まで）を目途に部会としての一定の見解をまとめる。そのために、必要な回数部会を開催する。
- ⑥ 必要に応じて、部会同士の情報交換のため合同部会を行い、その結果を部会で再協議する際の参考とする。

